

令和5年 3月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和5年3月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和5年3月6日（月） 午後3時00分～午後5時05分

会 場 芝山町役場 南庁舎1階 研修室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
9 番	堀 越 敏 幸	10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
		19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

会 長 伊 藤 正 明 18番 内 山 祐 一

議 長

会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

局 長 金 親 俊 哉 書 記 堀 越 充 書 記 石 橋 将

局 長 15時00分～ 進行

本日は、お忙しい中、タブレット端末操作研修会にご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、引き続き3月農業委員会定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、松本会長職務代理者よりご挨拶をお願い申し上げます。

松本会長職務代理者 挨拶

局 長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。また、同条第2項の規定により「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員のうちから総会があらかじめ定める者がその職務を代理する。」ことになっております。

つきましては、松本会長職務代理者、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員6名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後 3 時 0 0 分）

議 長 農業委員会議事規則第 13 条第 2 項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。12 番 大木 明 委員、13 番 岩澤 勝敏 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。
始めに、議案第 1 号、農地法第 3 条による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。資料 1 をご覧ください。
本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否

か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いた

しました。

議 長

続きまして、議案第2号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。資料2をご覧ください。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第3条による
所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第3号です。資料3をご覧ください。

さい。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第4条による
転用に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。資料4をご覧ください。

本件は農地法第4条による転用の申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、農家用住宅用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため「第1種農地」と判断出来ると思われませんが、申請は集落に接続する住宅のため、例外的に許可できるものと思われれます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、令和5年第2次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。ここで、説明に入る前に 5番堀越 幸一委員・6番吉河 一男委員・10番小川 勝雄委員におかれましては申請人であるため退席をしていただきます。それでは、堀越幸一委員、吉河一男委員及び小川勝雄委員は退席をお願いします。

— 5番堀越幸一委員・6番吉河一男委員・10番小川勝雄委員 退席後、再開 —

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第5号です。
本件は、令和5年2月24日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。
新規設定17件・再設定518件 面積：685,792.78㎡です。
詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第5号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）
よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

— 5番堀越幸一委員・6番吉河一男委員・10番小川勝雄委員 着席後、再開 —

議 長 続きまして、議案第6号、芝山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議

題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第6号です。
 本件は農業委員会等に関する法律第7条の規定により、指針を定める必要があることから決定をするものです。なお、今回の内容は農業委員会法改正に伴う指針の見直しとなります。
 詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

 （質疑なし）

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。
 （賛成全員）
 よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、令和5年度農作業別標準賃金に関する件を議題と致します。
 事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第7号です。
令和5年度農作業別標準賃金（案）について内容の検討をする必要があることから審議いたします。
詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 質疑はありますか。

4番大木委員 作業項目「水田耕起」の備考「耕運深度15cm以上」は実態にそぐわないため削除すべきでないか？

書 記（石橋） 承知しました。削除いたします。

5番吉河委員 意見なので質問ではないのですが、議題の内容については問題ありません。ただ、農業が儲かる制度を作ってほしい。食管法の復活を望む。

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成全員）
よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。

5 番堀越委員 新井田地区において、ハウス付の1町歩の畑を探している方がおります。もし、お心当たりがある委員は私まで申し出ください。

議 長 その他、ご質問はございますか？
 （質疑なし）

議 長 以上をもちまして、令和5年3月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました。